

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	倉吉市 児童手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当事務
②事務の概要	児童手当法等に基づき、児童手当の支給に関する事務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を用いる事務を取り扱う。 ①児童手当の受給資格者の管理に関する事務 ②児童手当の支給額の決定及び支給に関する事務 ③児童手当の認定請求に関する事務 ④児童手当の現況届に関する事務 ⑤児童手当の各種届に関する事務 ※③～⑤はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。 ⑥令和7年度物価高対応子育て応援手当に関する事務
③システムの名称	児童手当システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番81、135 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会) 主務省令第2条の表 106、107、160の項 (提供) 主務省令第2条の表 項番42、53、76、125、141、161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援局こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市総務部総務課 Tel. 0858-22-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市健康福祉部子育て支援局こども家庭センター Tel. 0858-22-8220
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したが	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当業務に関する事務では、番号連携サーバを介して情報提供ネットワークシステムへの照会及び登録を行う。照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行っている。また、児童手当情報の登録に関して、児童手当システムへのデータ入力の際にも、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号連携サーバへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	I-1-③	児童手当システム、中間サーバ、統合宛名システム	児童手当システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	事前	
平成28年9月23日	I-2	児童手当情報ファイル	(1)宛名特定個人情報ファイル (2)児童手当情報ファイル	事前	
平成28年9月23日	I-4	実施しない	実施する	事前	
平成28年9月23日	I-5-②	子ども家庭課長 菟沼公子	子ども家庭課長	事後	
平成30年3月20日	I-1-②	(略)	(略) ⑥サービス検索・電子申請機能に係る事務 サービス検索・電子申請機能経由にて③～⑤の届出を受領する	事前	
平成30年3月20日	I-1-③	児童手当システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	児童手当システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成30年3月20日	II-1	平成27年6月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年3月20日	II-2	平成27年6月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	I-5-①	福祉保健部子ども家庭課	健康福祉部子ども家庭課	事後	
令和1年6月26日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市福祉保健部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100	事後	
令和1年6月26日	II-1	平成30年3月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2	平成30年3月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う追加
令和3年3月19日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100	事後	
令和5年2月3日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年2月3日	I-1-②	児童手当に基づき、児童手当及び特例給付の支給に関する事務を行う。 倉吉市は、児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童手当の受給資格者の管理に関する事務 ②児童手当の支給額の決定及び支給に関する事務 ③児童手当の認定請求に関する事務 ④児童手当の現況届に関する事務 ⑤児童手当の各種届に関する事務 ⑥サービス検索・電子申請機能に係る事務 サービス検索・電子申請機能経由にて③～⑤の届出を受領する	児童手当に基づき、児童手当及び特例給付の支給に関する事務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童手当の受給資格者の管理に関する事務 ②児童手当の支給額の決定及び支給に関する事務 ③児童手当の認定請求に関する事務 ④児童手当の現況届に関する事務 ⑤児童手当の各種届に関する事務 ※③～⑤はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。	事後	
令和6年9月2日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番56 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番81 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	事後	
令和6年9月2日	I-4-②	番号法第19条第8号 (照会) 別表第二 項番74、75 (提供) 別表第二 項番26、30、87	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会) 主務省令第2条の表 106、107の項(提供) 主務省令第2条の表 項番42、125、141、161	事後	
令和6年9月2日	II-1、II-2	令和1年6月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和7年9月24日	I-4-②	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会) 主務省令第2条の表 106、107の項(提供) 主務省令第2条の表 項番42、125、141、161	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会) 主務省令第2条の表 106、107の項(提供) 主務省令第2条の表 項番42、53、76、125、141、161	事後	
令和7年9月24日	I-5-①	健康福祉部子ども家庭課	健康福祉部子育て支援局こども家庭センター	事後	
令和7年9月24日	I-5-②	子ども家庭課長	こども家庭センター所長	事後	
令和7年9月24日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 倉吉市健康福祉部子育て支援局こども家庭センター Tel 0858-22-8220	事後	
令和7年9月24日	II-1	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年9月24日	II-2	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月24日	IV-8		十分である 児童手当業務に関する事務では、番号連携サーバを介して情報提供ネットワークシステムへの照会及び登録を行う。 照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行っている。また、児童手当情報の登録に関して、児童手当システムへのデータ入力の際にも、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-9	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和7年9月24日	IV-11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-11 判断の根拠		番号連携サーバへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正
令和8年1月30日	I-1-②	児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の支給に関する事務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童手当の受給資格者の管理に関する事務 ②児童手当の支給額の決定及び支給に関する事務 ③児童手当の認定請求に関する事務 ④児童手当の現況届に関する事務 ⑤児童手当の各種届に関する事務 ※③～⑤はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。	児童手当法等に基づき、児童手当の支給に関する事務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童手当の受給資格者の管理に関する事務 ②児童手当の支給額の決定及び支給に関する事務 ③児童手当の認定請求に関する事務 ④児童手当の現況届に関する事務 ⑤児童手当の各種届に関する事務 ※③～⑤はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。 ⑥令和7年度物価高対応子育て応援手当に関する事務	事前	
令和8年1月30日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番81 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番81、135 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条、第74条	事前	